

# 総務委員会資料

令和3年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第3号

川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数  
条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和3年2月10日  
総務企画局

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,267人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>438</u>人以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,116</u>人以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,433</u>人以内</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市職員定数条例 昭和26年8月15日条例第30号</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 7,267人以内</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 34人以内</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 41人以内</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 24人以内</p> <p>(5) 教育委員会の所管に属する職員</p> <p>ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 <u>409</u>人以内</p> <p>イ 学校の職員 <u>7,127</u>人以内</p> <p>(6) 人事委員会の事務部局の職員 17人以内</p> <p>(7) 農業委員会の事務部局の職員 9人以内</p> <p>(8) 消防職員 <u>1,424</u>人以内</p> <p>(以下略)</p>

川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,428</u>人以内とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>○川崎市病院局企業職員定数条例 平成16年12月22日条例第64号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、<u>1,389</u>人以内とする。</p> <p>(以下略)</p>